

伏見宮旧蔵文書二題

末柄 豊

はじめに

京都御所東山御文庫には、中世の禁裏文書が多数残されており、東山御文庫所蔵文書こそが今日まで伝わる禁裏文書の中核部分を占めることは言を俟たない。だが同時に、江戸時代の前半に禁裏から他所に分与されたと考えられる文書が、各所に多数存在していることも確かである。すなわち、禁裏文書の少なからぬ部分は、散在したかたちで伝存しているといえる。⁽¹⁾

伝存における散在性の高さという特徴を禁裏文書以上に顕著に示しているのが伏見宮旧蔵文書である。こちらも江戸時代のうちから分散を遂げたらしく、宮内庁書陵部所蔵伏見宮本のなかに残されてある文書は、現存するものの一部に過ぎないようだ。そして、伏見宮旧蔵文書は、各所に所蔵される手鑑や蒐集文書のなかに少なからず見出すことができる。

しかしながら、これまで、伏見宮旧蔵文書について、所在に関する情報を収集し、本来の文書群としての面目の復元につなげようとする動きは存在しなかったといっても過言ではない。それどころか、宮内庁書陵部所蔵伏見宮本に含ま

れている文書に限っても、『宸翰英華』に収められた歴代天皇の書状・消息の類、『図書寮叢刊伏見宮旧蔵楽書集成』一に収められた伏見宮歴代ほかを受けた琵琶や箏の秘曲伝授状の類、および飯倉晴武によって紹介された伏見宮貞成親王（のち後崇光院。以下、本稿では、単に貞成と称する）の書状・消息の類⁽²⁾以外は、あまり利用されていないようである。伏見宮旧蔵文書は、同じく旧蔵にかかる記録典籍類に比べると、著しく等閑視されてきたといってもよいのかも知れない。

伏見宮旧蔵の中世文書、特に貞成の時期のものについては、その日記『看聞日記』に関連する記事が存在している場合も多く、断片的な書状であっても、史料としての利用価値は必ずしも低くない。これまで、禁裏文書に関しては、その中核をなす京都御所東山御文庫所蔵文書とともに、散在して伝来する文書にも注目すべきことを繰り返し述べてきたが、伏見宮旧蔵文書についても同じことを強調する必要がある。

そこで、本稿では、各所の手鑑などのなかに残っている伏見宮旧蔵の書状・消息を取り上げ、それらを合わせ見ることによって史料としてより有効に利用できることを指摘してみたい。そして、これにより、分散して伝わっている伏見宮旧蔵文

書に対する認識をいささかなりとも高め、その活用につなげていきたいと考えている。

一 足利義教御内書

尊経閣文庫所蔵『旧武家手鑑』⁽⁴⁾に以下のような書状が収められてある。

〔端裏書〕
〔室町殿御文〕 玉葉集進事
永享七八十八

如仰此間御心静御座、祝着千万候、抑玉葉集正本拝領、畏悦無極候、可秘蔵仕候、将又禁裏様御笙初珍重存候、貴札時分既罷出之間、則不能御報恐存

候也、誠恐謹言、

〔永享七年〕
八月廿八日

〔義教〕
義教

○後
関く

まずは現代語訳を加えておこう。お言葉のとおり、この間はゆったりとお過ごしいただき、非常に結構なことでした。さて、玉葉和歌集の正本をいただき、恐縮しながらもうれしさに限りがありません。大事にいたします。それから禁裏様の御笙始めよろしゅうございました。お手紙をいただいたのが出かけたあとでしたので、すぐに御返事をお送りすることができず、申し訳なく思っています。誠恐謹言。

端裏書を見ることで、この書状が永享七年（一四三五）八月二十八日に將軍足利義教によって書かれた御内書であることはたちどころに知られる。充所が書かれていた部分が切断されているようだが、仮に残されていたとしても、「人々御中」とあるに過ぎまい。従一位左大臣であった義教がこのような丁寧な形式で書札を認めていることだけでも、充所はきわめて限定される。さらに、内容に就くまでもなく、端裏書の筆跡をみるならば、それが『看聞日記』によって見慣れた貞成のそれであることに気づかされる。

そこで、『看聞日記』を繙くと、あたかも同日条に「室町殿昨日御返事有御札、玉葉殊畏悦、可秘蔵之由承、初雁一給、御返事三条へ令申」と見えており、まさしくこの日に貞成が義教から受け取った返事であったことがわかる。「昨日返事」と見えているように、貞成はこの前日に義教に充てて『玉葉和歌集』の正本（撰進を命じた伏見上皇が撰者京極為兼から奏覧を受けた原本）を贈ったことが確かめられる。『看聞日記』から関連する部分を掲げておく。

廿五日、朝晴、夕雨降、○中抑今日御雑談之次、自南朝小倉殿、後朱雀院

後三条院宸筆御記二合、室町殿へ被進、則内裏へ被進云々、其次玉葉集奏覧

之正本令所持、可入見参之由申入、雖秘蔵、今度之報謝ニ可進之由、きと存

て申出了、○下

廿七日、晴、源宰相為御使三条へ行、公方へ進状、此間之御札申、玉葉集正

本一合納標、奏覧手箱紛失畢、第十進之、此集伏見院以来相伝秘蔵、雖然今度之儀

厚恩為謝申進之、風雅集正本清書青蓮院二品親王也、先年大通院御時鹿苑院殿へ被

進訖、于今有御所持云々、但手箱紛失云々、無念也、両代集相伝雖秘蔵皆進入

了、○中公方外へ御出之時分之間、御返事自是云々、○下

同月六日、義教の側近公卿であった正親町三条実雅は、何の予告もなしに伏見に貞成を訪ねてきた。これは、前々年に歿した後小松院の仙洞御所を隣接地（一条東洞院）に移築し、貞成の御所として進上しようと考えているが如何、という義教の意を伝えるためのものであった。貞成にとつては、京都への帰還という「多年本望」が叶うことになる。さらに、義政の申し出により、二十二日から三日間、方違のために室町殿に滞在し、非常な歓待をうけた。二十五日の晩には伏見に戻っており（実際に京都の新御所に転居したのは、同年十二月十九日）、京都における生活の試行ともいべき滞在であったといえる。

二十五日条に見えるのは、室町殿における義教との対話の一齣である。南朝

の後裔小倉宮聖承から後朱雀・後三条両天皇の自筆日記を贈られた義教が、これを後花園天皇に贈ったことを語った際、貞成は、『玉葉和歌集』の奏覧された正本を持っているので、お目に懸けましょう、と述べたのだという。そしてこれは、御所の造営に関する義教の厚意に報いるため、贈与することを意図した発言であったとの注釈が加えられている。

伏見に戻って一日をおいた二十七日、貞成は庭田重有を使者として実雅の許に送り、義教に対する礼状と『玉葉和歌集』十九巻一箱を届けている。義教はちよほど外出するところだったので、返事は重有に渡さずに、こちらから改めて送る、とのことであった。翌日義教から届けられた返事に「如仰此間御心静御座」とあることから、貞成はこの間心静かに（ゆつくりと、落ち着いて）過ごすことができ感謝している、という趣旨の礼状を送ったことが窺える。はたして、この礼状について、貞成の自筆にかかる案文が宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『後崇光院御文類』二（伏一七六五）のうちに残されており、つぎのようである。

〔編集者〕室町殿へ文案 永享七八廿七

此際心静参候之式、祝着千万候、每事被懸御意候、面目之至、余身忝恐悦存候、御重宝共拝領、過分旁厚恩、更以難及謝言候、『老後之思出、不知手足舞踏候、心中歎喜、可有賢察候、抑玉葉集一合十九巻、卷欠、正本入見参候、代々相伝御秘蔵候之間、殊更進入候、奏覧手箱紛失候之間、無念存候、兼又禁裏様御筈初、目出承悦候、楽道繁昌之基、珍重候、心事猶期参入之時候也、誠恐謹言、

〔永享七年〕八月廿七日

〔伏見宮貞成親王〕道欽

人々御中

このおりは、ゆつたりと過こさせていただき、大変に結構でした。何くれとなくお心づくしいいただきました。非常に面目とするところであり、身に余る忝さ

に恐縮しながらも嬉しく存じています。結構な物もいただき、過分にしてご厚意のほど、まったく感謝の言葉ありません。これも老後のよい思い出と、喜びを抑えることができません。心中の歎喜について、お察しいただけるかと存じます。さて玉葉集一箱（十九巻、一卷欠）の正本をお目に懸けます。代々受け継いで秘蔵されてきたものですから、特別にお贈りいたします。奏覧の手箱が無くなっておりますので、残念なところです。また禁裏様の御筈始とのことで喜ばしいことです。楽道繁昌につながるものと結構に存じます。思うところはまたお伺いしたおりに述べたいと存じます。誠恐謹言。

義教の返事と見事に文言が対応していることも確かめられるとともに、書札礼上は、両人がまさしく対等の地位にあったことがわかる。貞成は、義教から届いた返事を、送付に際してわざわざ手許に残した礼状の控えと一具のものとして保管しておいたに違いあるまい（『後崇光院御文類』という現状は、宮内庁書陵部において貞成の書状・消息の案文・土代のみを抜き出して編成したもので、それ以前は捲りに近い状態であったと考えられる）。おそらく江戸時代の伏見宮家において、同家にとって相対的に重要度の低い文書を処分した際、義教からの返事も流出したのであるが、貞成の書状案や『看聞日記』と合わせ見ることで、両人のやりとりが生々しく復元できるわけである。

二 正親町三条実雅假名消息

京都国立博物館に所蔵される『古文書手鑑』(6)（B甲一〇七八、服部玄三氏旧蔵）に以下のような假名消息が収められている。

〔編集者〕国衙事 壬九十七

国衙の御代官職の事、昨日も申入候ことく、わたくしよりは更文にれうけん候はす候、家秋申入候ける者は、無沙汰などは仕上ましき者にて候、さりなか

らそれも秋より申付候へき事は斟酌にて候、家秋などを『めされ候て、仰談せられ候は、しかるへく存候、又僧などにて候へ、しかとしたる者にてたにも候は、しかるへく存候、いかさまにもわたくしより申つけ候へき事は、^(紙上)かた／＼斟酌にて候、よきやうに御れうけんわたらせをはしまし候へく候よし、御心え候て、御ひろう候へく候、あなかし、

〔正親町三条実雅
「封ウハ巻」
さね雅〕

まずは、現代語訳を加えよう。国衙の御代官職の事について、昨日も申し入れましたとおり、私から取りはからうとは思いません。家秋が申し入れました者は、納入を怠るようなことはない者だと存じます。ただし、それでも秋から申し付けるといふのは憚られます。家秋などをお呼びになり、ご相談なさればよろしいかと存じます。また僧侶などであっても、しっかりとした者でさえあれば、結構かと存じます。どのようであつても私より申し付けるようなことは、出来かねます。適切にお取り計らいいただきますように、ご理解ください、ご披露下さい。あなかし。

そして、静嘉堂文庫美術館所蔵『古文書大手鑑』⁽⁷⁾に収められる以下の仮名消息は、右の文書の直後に出示されたものだと思われる。

かさねて仰下され候、かしこまり入候、家秋^(書原)申入候者は、さらに無沙汰なと仕候へき者にては候はず候、なに事につけ候てもこれはしかるへき物と存候、梵寿都寺とやらんは、心うつくしく存知仕候はぬ物にて候ほどに、『是非を申入かたく候、ともかくもしかるへきやうに御たつね候て、仰付られ候へく候、なをく／＼いまの家秋申入候物は、しせん我ら催促などにつけ候^(紙上)ても、かた／＼しかるへき物と存候よし、御心え候て、御ひろう候へく候、かし、

〔正親町三条実雅
「封ウハ巻」
さね雅〕

これも、現代語訳を加えておこう。重ねて仰せ下されました。恐れ入ります。家秋が申し入れました者は、全く以て納入を怠るような者ではありません。どんなことであつても、これは適切な者だと存じます。梵寿都寺とかいう者は、はっきりとは知らない者ですので、良いも悪いも申し入れることができません。ともかく適切にお尋ねのうへ仰せつけられるのがよいでしょう。なお、今回家秋が申し入れました者は、私が徴収を依頼するにも、必ずや適切な者だと存じておりますことを、ご理解いただいで、ご披露下さい。かし。

二通とも、先に義教の使者として貞成の許に赴いたことをみた正親町三条実雅（一四〇九〜六七）の仮名消息である。前者の端裏書に閏九月と見えるので、実雅の活動期間中で唯一同月の存在する嘉吉元年（一四四一）のものであることが知られる（寛正四年（一四六三）にも閏九月があるが、実雅は同二年に出家しているので該当しない）。

権大納言の実雅が女房に対して披露を依頼する消息を以て意思を伝えていることからみて、実質的な充所は撰関家よりも上位に位置するものと判断される。後花園天皇または貞成、さもなくば尼門跡ということになる。そして、某国の国衙領を知行しており、代官職の適任者を推薦している地下楽人の豊原家秋と直接に相談することを求められているので、後花園天皇ではなく、播磨国衙領を知行していた貞成に充てられたものとみることができ。さらに、いずれの手鑑にも伏見宮旧蔵と目される文書が少なからず収められており、この二通についても、伏見宮旧蔵文書と考えて不都合がない。ただし、『看聞日記』嘉吉元年記は、正月から六月までの半年分しか残されていないので、同記によって裏付けを取ることができない。

その内容は、国衙領の代官職の人選に関わるものだが、前者に「秋より申付候へき事は斟酌にて候」と述べるとおり、収納期に至って新任が話題にのぼると

いう、時期的に異例なものであった。かかる異例の出来たことは、これが嘉吉元年閏九月の播磨国衙領に関するものであることを知れば得心が行く。

すなわち、同年六月二十四日、播磨・備前・美作の三箇国守護であった赤松満祐は、あたかも自邸に來訪した將軍足利義教を殺害したうえ、一族を率いて即日播磨に下向してしまった。いわゆる嘉吉の変である。様々な思惑を有する大名たちが牽制を繰り広げ、満祐の討伐が本格化するまでに少なからぬ時間を要した。そのため、山名持豊の積極的な攻勢によって満祐以下の赤松一族が播磨木山城に自刃を遂げたのは九月十日のことで、掃討戦を終えて諸将が帰京を果たしたのは閏九月二十一日のこととなった。

つまり、実雅の消息が書かれた閏九月十七日とは、播磨がようやく戦乱状況を脱した時期なのである。持豊が播磨の新守護になったのも同月であり、戦後処理が開始される時期ともいえる。それだけに、同国の国衙領を主要な所領のひとつとしていた伏見宮にとっては、当年の収取がどの程度可能になるかは大きな問題であっただろう。

実は、実雅はこれ以前、播磨国衙領の奉行職をつとめていた。伏見宮による同国の国衙領の経営については市沢哲の研究⁽⁹⁾に詳しいが、奉行職とは、国衙領の知行主貞成のもと、現地の代官と交渉して年貢の徴収にあたる公卿のことであった。この奉行職は、光嚴院の時以來勸修寺家が相承していたが、永享五年十二月二十六日、勸修寺経成（初名経興）が義教の勘氣に触れて解任されると、同じく義教の意思で実雅が補任されたのである。一方、現地にあって国衙領の代官職をつとめていたのは、在庁官人の流れを汲み、赤松氏被官となっていた小河氏であり、赤松氏の没落にともない、それまでの国衙領支配のありようは一且解消されざるを得なかったことが確実である。

これらの消息をみる限り、貞成は、実雅の責任で代官職の任命を果たすよう

に迫ったようだが、実雅はそれは無理だと答えている。さらに実雅は、貞成が候補としてあげた梵寿なる禅僧については当否の判断材料がないとする一方、家秋の推薦する者を適任だと述べている。ただし、代官職の補任にあたっては、伏見宮の責任でおこなうことを求めている。

実雅は、義教の恩顧を背景に、播磨国衙領のみならず多数の禁裏御料所の奉行職をつとめ⁽¹⁰⁾、各所の代官や、そこに影響を及ぼし得る守護以下の武家勢力との交渉を持ちながら、代官職の任に堪える複数の人物とつながりを有するなど、所領経営のノウハウを蓄積していただけに、貞成も期待を寄せていたのだろう。一方、実雅にあつては、義教の死歿のなかで自らの権勢をどこまで維持できるか不安を抱えていたに違いない。したがって、播磨国衙領の支配の再建については、状況があまりに流動的で、誰も責をが持つことができなかつたわけである。おそらく、実雅はこれ以前に収納を保証できないとして奉行職を辞去しようとしたが⁽¹¹⁾、貞成はこれを慰留していたのではなからうか。

伏見宮旧蔵の二通の正親町三条実雅仮名消息を合わせて読み解くことで、嘉吉の変直後における播磨国衙領の支配の再建を目指す動きを知ることができた。前者の冒頭近くに「昨日も申し入れ候ことく」とあるので、この件に関しては、少なくともさらに一通の実雅の消息がどこかに残されているかも知れない。

本稿では、わずかに四通の文書を取り扱ったに過ぎないが、伏見宮旧蔵文書の所在情報を収集し、文書群としての復元を試みることは、小さからぬ成果をもたらす可能性があることを示せたのではないかと考えている。

〔註〕

(1) 末柄豊校訂『京都府新東山 地下文書（史料纂集古文書編）』（八木書店、二〇〇九年）の

解題を参照。

(2) 小倉慈司「宮内庁書陵部所蔵伏見宮本目録」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』三輯〔思文閣出版、二〇〇九年〕所収)。

(3) 飯倉晴武「後崇光院御文類」(『書陵部紀要』一九号、一九六七年)。

(4) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳(以下、史料写真帳のように略す)『旧武家手鑑』一(六〇七一・〇一二四一)による。

(5) 前註3。史料写真帳「後崇光院御文類」(六一七一・〇四一四)も参照。

(6) 二〇一一年二月二十三日に原本の調査を行った。史料写真帳『手鑑』(六一七一・〇二一一五)、史料影写本『服部玄三氏所蔵文書』一(三〇七一・三六一二九一)も参照。

(7) 史料影写本『岩崎小弥太氏所蔵文書』二(三〇七一・三六一一九一)による。

(8) 京都国立博物館所蔵『古文書手鑑』には、たとえば以下のような文書が見える。

〔備書〕
四辻前中納言返事^{〔文安二年〕}

秘曲御伝受日次如此治定、返々珍重候、祝着又過賢察候、勘文加一見、則返納候、御器沙汰出候て可持参候、且先目出候由、可得御意候、必々可参申入候、委曲」
期参拝候、恐々謹言、
〔文安二年〕
八月十日
季保

〔切封ワハキ〕

〔季保〕

○伏見宮貞常親王の御懸合第四帖葉拍子伝受にかかものなり。書陵部伏見宮本十三絛秘曲伝受次第を参考。

就 若宮御元服之儀、先日為御使来臨候、每事与未練与不便相兼候間、存斟酌之

旨令覚悟候様候、雖然且本望候間、可構参候、此由可令申給候也、謹言、

〔字様四年〕
四月十九日

〔花押〕

庭田殿

長講堂領山城国伏見御領可令奉行給之由御気色所候也、仍執達如件、

康応元年八月廿一日

〔花押〕

綾少路新少将殿

また、静嘉堂文庫美術館所蔵『古文書大手鑑』には、たとえば以下のような文書が見える。

被仰下候之趣跪以拜見仕候畢、前内府所勞事、既及数月候之間、云日来内損、云

当座窮屈、以外候之間、心苦相存候之処、此間聊得少減候之間安堵仕候、如此委細被仰下候、殊忝畏入候之由申入候、世上事誠以外難儀之様謳歌之間、驚存候、善悪之浮説朝暮変化之間、無定量之分候、然而此間雖静謐之体候、猶無落居之思之由奉及候、信俊朝臣数日祇候御前之儀以下御床敷察申上候、参上頗以無其期、不仕及累年候之条、真実々々恐敷存候、就無殊題目細々不申入、雖相似緩怠候、心中更不存等閑、併仰上察候、尚々委細被仰下候、畏存候、参仕言上之間、且可然之様、可令洩披露給、

十一月十五日

〔今出上〕
実直上

綾少路新少将殿

〔切封墨引〕

委細謹以承候了、抑一卷被返下候了、御歌合事、何様人々申談候て張行可仕候、仰之趣隆躬朝臣即令申候き、『殊以祝着畏入候、祝詞等猶難尽紙上存候、今春者早々可参賀言上仕候、此等次第以機嫌可令計披露給、

正月十日

〔今出上〕
公行上

綾少路新中将殿

(9) 市沢哲「伏見宮家の経営と播磨国国衙領―『徴古雑抄』所収「播磨国国衙領目録」の研究―」(同『日本中世公家政治史の研究』〔校倉書房、二〇一一年〕第十章、初出は二〇〇八年)。

(10) 末柄豊「禁裏文書にみる室町幕府と朝廷」(『ヒストリア』二三〇号、二〇一二年)。

(11) 『建内記』嘉吉元年九月十四日条に、実雅が同じく赤松領国に所在した禁裏御料所備前国鳥取荘について奉行職の就任を打診されたが、辞退したと見えることを参照。